

● 基本目標 II. 産業を育てる“まちづくり”〈産業分野〉

施策の項目	＜主要施策＞	
O1 農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営体の育成</li> <li>(2) 生産基盤と農村の整備</li> <li>(3) 新しい農業づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営の安定化</li> <li>② 土地利用型農業による発展</li> <li>③ 営農支援組織（外部支援組織）の推進</li> <li>④ 飼養管理技術の向上等の推進</li> <li>① 優良農地の確保</li> <li>② 農業農村整備事業の推進</li> <li>③ 農村集落機能の維持</li> <li>① 高付加価値の生産・加工・販売等の推進</li> <li>② 家畜改良の推進及び新技術の導入・普及</li> <li>③ 生産者と消費者の交流促進</li> </ul>
O2 林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 造林・保育事業の推進</li> <li>(2) 林業基盤の整備</li> <li>(3) 木材の流通促進</li> <li>(4) 森林の多面的機能の発揮</li> </ul>	
O3 水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害に強い漁場づくりの推進</li> <li>(2) 資源培養と増養殖管理体制の確立</li> <li>(3) 生産施設の整備</li> <li>(4) 漁家経営の健全化</li> </ul>	
O4 商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商業の振興</li> <li>(2) 工業の振興</li> <li>(3) 地産地消の推進</li> <li>(4) 就労対策の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 商工会との連携強化</li> <li>② 特産品のPRと販売促進</li> <li>① 地場企業の活性化</li> <li>② 特産品開発の促進</li> <li>③ 地元事業者との連携</li> <li>④ 起業・企業進出（誘致）への対応</li> </ul>

## 第2章 産業を育てる“まちづくり”

### ＜産業分野＞

#### 第1節 農業の振興

##### 【現状と課題】

近年の農業情勢は国際化の急速な進展や輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷、飲用牛乳の消費低迷、家畜排せつ物等の環境問題、労働力不足、担い手の高齢化、後継者不足等により農家戸数が年々減少するなど益々厳しい事態に直面しており、それに伴い農地の流動化が一層進む可能性が高まっています。さらに、BSEや食品の不正表示問題等により、消費者への的確な情報提供、生産・加工・流通の各段階におけるリスク管理の徹底等により、安全な畜産物の生産と供給が消費者から求められています。

また、世界的なバイオエタノール需要の増加や新興国における畜産物の増加による配合飼料価格の上昇などに影響されない酪農経営の確立が重要であることから、自給飼料を主体とする飼料給与体系の構築が急務と言えます。

本町の農業は、従来畑作経営でありましたが、昭和30年代に寒冷地に強い酪農専業地域へと転換して以来、土地資源を背景に土地改良事業の導入により規模拡大を図り、農業経営の安定化を進め発展してきましたが、これに伴い酪農畜産経営における過重労働や労働力不足の問題が顕在化してきました。また、経営主の高齢化や後継者不足により農家戸数が減少し、農村集落の崩壊が懸念されていることから、労働環境の改善や新規就農の促進による担い手確保など、地域社会の維持・活性化が極めて重要な課題となっています。

また、家畜排せつ物の管理や洗浄排水の処理など悪臭対策を含めた環境保全問題への対応が必要であるとともに、自給飼料を主体とした経営体の育成を図りながら資源循環型の酪農畜産を進めることも重要な課題です。

さらに、消費者の求める安全な畜産物の生産・供給体制の確立に向けて、畜産物に係る安全・安心の確保、家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進、飼養管理技術の向上・高度化等によるコスト低減、**コントラクター\***等の活用を通じた省力化、担い手の育成確保、家畜改良等による施策や取り組みを展開し、人と家畜及び環境にやさしい畜産経営の確立を進めるとともに、農業基盤の整備、特産品の開発等も含めた製品のブランド化、消費者との交流などを図ることが必要です。

**【基本方針】**

土地利用型農業の発展を図るため、意欲的な農業者に対しては、農業委員会を核として農地の利用権設定等を進めるとともに、効率的な農用地の集積を図り、土地基盤整備を推進し生産性の向上に努めます。また、飼料生産・哺育・育成・堆肥化の共同化・外部委託化や分業化等の促進を図るとともに、土地条件や経営形態に適した放牧酪農についても推進します。

また、農業担い手の確保、新規就農の支援、さらには安全・安心な農畜産物の生産を推進するため、飼養管理技術の向上や家畜排せつ物等の適正な管理利用を促進し、時代の変化に対応できる経営体の育成を図ります。

**【主要施策】****(1) 経営体の育成****① 経営の安定化**

農業経営に意欲のある農業者に対し、各種制度を活用した総合的な支援に努めます。

また、農業協同組合等の関係機関との連携により、適正な指導を行うための体制を強化し、営農診断や改善方策の提示等を行うとともに、農業者が主体制を持って経営改善計画の作成や組織化等の連携を図れるよう支援します。

**② 土地利用型農業による発展**

農業委員会を核として農地の売買に係る情報を一元的に把握し、適切な利用権設定を進めます。

また、自給粗飼料の有効活用を推進するため、土地条件や経営形態に適した集約放牧技術を普及し放牧酪農についても推進します。

**③ 営農支援組織（外部支援組織）の推進**

効率的な農業経営の推進に向けて地域で支える経営支援システムを構築するため、生産方式の高度化など経営管理の複雑化に対応できる人材の育成に取り組みるとともに、農作業の外部委託化を促進し、農家の労働軽減を図ります。

また、農業担い手育成センターを中心に意欲のある者が農業に参入できるよう相談機能の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、人材の育成を積極的に進めるとともに、離農跡地等の有効活用による円滑な経営継承を推進します。

**④ 飼養管理技術の向上等の推進**

オホーツク農業科学研究センターを中心に技術支援体制の強化に努め、適正な飼料給与、繁殖管理等の飼養管理技術の向上を図るとともに、経営内容の点検・把握・分析等による各種経営診断情報に基づく経営改善を推進します。特に、肉用牛については、粗飼料主体の栄養度を調整した飼養管理の向上を図り、後継牛の育成を推進します。

また、多様化する経営形態に対応した、飼養管理支援機器等の導入を推進し労働軽減等を図ります。

## (2) 生産基盤と農村の整備

### ① 優良農地の確保

自然と環境に配慮した農地の整備・改良などを計画的に促進し、生産性の向上を図るとともに、安定的な自給飼料の確保が可能な土地づくりに努めます。

### ② 農業農村整備事業の推進

国営や道営等の各種農業農村整備事業により、農地の整備・改良や規模拡大等に伴う農業用施設の整備を推進し、効率的で生産性の高い基盤整備を図ります。

### ③ 農村集落機能の維持

農業の担い手不足や高齢化による農村集落機能の低下を防ぐため、中山間地域等支払交付金制度等を活用し、耕作放棄地の発生防止や利用集積等を推進するとともに、共同取組等の活動を促進し、農村集落機能の維持に努めます。

## (3) 新しい農業づくり

### ① 高付加価値の生産・加工・販売等の推進

畜産物の高付加価値化を目指し、興部ならではの特徴ある牛乳・乳製品の製造や販売を推進するとともに、ブランド力を高めるため原料となる生乳品質の向上を図ります。

牛肉については、肥育技術の向上を図り、良質な肥育牛の確立を目指し、牛肉の安定供給や生産履歴情報の活用等を推進します。また、自家生産物を用いたチーズ、ソーセージ等の製造・販売や産直活動等の取り組みによる6次産業化等の経営の多角化を促進します。

さらに、農業振興や地域経済の発展に向けて、町内で生産されている既存の乳・肉製品のPR等を積極的に展開し、消費の拡大に努めます。

### ② 家畜改良の推進及び新技術の導入・普及

乳用牛では、泌乳能力と無脂固形分率、乳蛋白質率の向上に重点をおいて改良を進めるとともに、粗飼料給与率や繁殖成績の向上等により、生産コストの低減に向けた家畜改良を推進します。肉用牛については、産肉能力や繁殖性の向上を図るため飼養管理技術の改善を推進します。

また、オホーツク農業科学研究センターを核として、地域条件に適した牧草・飼料作物の新品種の導入を図り、放牧利用を推進します。

さらには、環境に配慮した洗浄排水処理や悪臭対策に向けた新技術の導入・普及等により環境保全対策を推進します。

③ 生産者と消費者の交流促進

生産者と消費者の相互理解を深めるため、酪農体験実習や農畜産物加工実習などを通して交流を推進するとともに、首都圏でのフェアやイベント等への参加を促進し、農畜産物の消費拡大を図ります。



## 第2節 林業の振興

### 【現状と課題】

本町の森林面積は 25,606ha で土地面積 36,241ha に対して 70.7%を森林が占めているのが現状です。所有別では、道有林が 10,271ha(40.1%)、町有林が 1,377ha (5.4%)、一般民有林が 13,958ha(54.5%)であり、オホーツク管内の森林面積 (340,569ha) の 7.5%に当たります。

森林が持つ機能としては、二酸化炭素を吸収し温暖化を抑制する機能、水源を涵養する機能などがあることから保全の重要性が指摘されています。近年は森林の主伐や間伐の遅れなどの理由からそれらの機能が低下し、河川の氾濫や水質が低下するなど環境に様々な影響を与えています。このため、森林は流域にとって大事な資源であることを再認識し、保全に対する意識の向上を図るとともに、健全な森林育成を通じて森林の持つ多面的機能の維持・発揮が求められています。

また、**森林認証\***の取得により環境に配慮した森林から生産された木材・木製品の付加価値の向上を図り、消費者に対しても環境材としての理解と利用を促進していくことが必要です。

### 【基本方針】

健全な森林の育成を図るため、オホーツク総合振興局西部森林室等との連携を図りながら計画的な森林整備を行うとともに、生産性の向上に向けて林道等の基盤整備を進めます。

また、豊かな自然環境を支える森林を次代へと引き継ぐため、森林の保全に努め、木材の付加価値化などの推進により流通を促進します。

### 【主要施策】

#### (1) 造林・保育事業の推進

森林整備計画に基づき、造林・保育事業を実施し、森林資源の確保と良質材の生産を図るため、森林環境保全整備事業を推進します。

#### (2) 林業基盤の整備

林道や作業路などの生産基盤について、計画的な整備に努めます。

#### (3) 木材の流通促進

適正な森林管理を推進するとともに、**森林認証制度\***の活用を検討し、地域材の差別化により木材の流通と加工を促進します。

(4) 森林の多面的機能の発揮

地球温暖化の防止や「水を守り海を育てる」という多面的機能を生かせるため、計画的な森林の整備を進め、環境の保全に努めます。



### 第3節 水産業の振興

#### 【現状と課題】

本町の水産業は、ホタテ、サケ・マス、毛ガニ等の沿岸漁業が基幹産業であり、地元水産加工業など関連産業への波及効果も大きく、地域経済の活性化を図る上でも根幹をなしています。

漁獲量では、ホタテが全体の約7割を占め、漁獲高も約5割を占めており、近年はサケやイカの豊漁にも恵まれ、全体の漁獲高も40億円を超えるなど、漁獲量及び漁獲高が増加傾向にあります。

しかし、基幹漁業であるホタテは、度重なる時化による漁場被害により漁獲量及び価格が下がったため、災害に強い漁場整備を実施してきましたが、回復には数年かかることから、依然として漁業者及び水産加工業者ともに厳しい経営が続いています。

魚価安、燃油高騰等で漁業経営が厳しい状況の中でも、将来的にも安定した漁業を営むためには、経営の健全化を進めるとともに、国内外の消費者ニーズに対応できる衛生管理型漁港の整備、資源培養等の推進と環境保全活動の促進が必要です。

#### 【基本方針】

安定した漁獲量と漁獲高を維持するためには、水産資源の保護・増大が重要となるため、災害に強い漁場づくりと資源培養・管理型漁業を推進します。また、高度化する国内外の消費者ニーズに対応するため、漁港の衛生対策を計画的に実施するとともに、漁家経営の健全化を進め、さらに、森林・河川を含めた環境保全活動を促進します。

#### 【主要施策】

##### (1) 災害に強い漁場づくりの推進

ホタテ漁業の時化による被害を最小限に防ぐために漁場整備・管理等、災害に強い漁場づくりを推進し、水産資源の保護・増大を図ります。

##### (2) 資源培養と増養殖管理体制の確立

サケ・マス資源を確保するため孵化事業を促進し、稚魚の育成と的確な放流を推進します。

中間育成施設による安定したホタテ稚貝の生産と効果的な放流により資源の栽培と増大に向けた管理体制の強化を図ります。

また、新たな栽培漁業を模索するためその基礎となる調査活動等を展開します。さらに、水産資源の根源となる、森林・河川を含めた環境保全活動に努めます。



### (3) 生産施設の整備

沙留漁港は、国内外の消費者ニーズに対応した衛生対策に取り組む必要があるため、計画的な整備を実施します。興部漁港については、老朽化に伴う維持補修と併せて計画的な整備に努めます。

また、水産活動により発生する廃棄物・汚水の処理や活用について調査研究を進めるとともに、処理施設の整備を検討します。

さらに、漁業活動に支障をきたす流木等の漂流物処理、密漁やごみ等を不法投棄する悪質な遊漁者対策にも取り組みます。

### (4) 漁家経営の健全化

安定した漁業収入の確保に向けて、漁業経営技術の改善・指導を徹底するとともに、将来的に必要となる費用負担等を考慮した各経営体ごとの経営健全化を推進していきます。



## 第4節 商工業の振興

### 【現状と課題】

近年、北海道経済の長引く不況による雇用の減少や過疎地域の人口流出などが顕著であり、地元の商工業に与える影響も少なくありません。

商業では、紋別市への大型小売店舗の進出やインターネットの普及・販売等により、地元での購買力が低下し小売店の経営環境は厳しい状況にあります。また、経営者の高齢化や後継者の問題等により閉店が各所に見られ、商店街の空洞化が進行している状況であるため、商工会とも連携した対策が必要となっています。

工業では、水産加工などの製造業と建設業が主体であり、ほとんどの事業所で地元での雇用が図られています。今後も地域経済の活性化と安定した雇用の確保に向けて、企業の経営体質の強化や新たな産業の創出を促進していくことが必要です。また、地場資源を活用した商品開発などへの支援を行い、企業の育成を図ることも重要です。

さらに、雇用促進を図るため季節労働者等に対する就労支援対策が求められています。

### 【基本方針】

地域に密着した商業サービスの提供等により、購買者の町外への流出を抑制します。

また、既存特産品の対外的な広報・宣伝活動を推進し、販売の促進を図ります。

企業に対する支援や地場産品開発の奨励により新たな産業の創出を期待するとともに、雇用の確保と就労支援を推進します。

### 【主要施策】

#### (1) 商業の振興

##### ① 商工会との連携強化

商店街の活性化に向けて、商工会の体質強化と指導力の向上を推進するため、連携と支援に努めます。また、地元購買者の確保を図るため、消費者ニーズの把握に努めるとともに、交通弱者に対する宅配制度の導入など、地域密着型の新たなサービス提供について、商工会と連携を図りながら検討します。

##### ② 特産品のPRと販売促進

多種多様な地場特産品の販売を促進するため、あらゆる機会を通して広報・宣伝活動を推進します。

### (2) 工業の振興

#### ① 地場企業の活性化

新規参入事業者や既存事業者の企業活動を支援するため、**企業振興促進条例\***に基づく助成を行い、企業振興と雇用の確保を図ります。

#### ② 特産品開発の促進

町内における特産品開発と販売を促進するため、製品の研究開発や改良・販売促進に取り組む事業者に対し支援を行います。

#### ③ 地元事業者との連携

地元で活動する企業・事業者に対する連携・協働による支援を進めます。

#### ④ 起業・企業進出（誘致）への対応

町内への企業進出等に対する相談体制の充実を図ります。

### (3) 地産地消の推進

企業の取り組みや製品の情報を提供し、地場産品や特産品への親しみや理解を深め、地産地消の推進に努めます。

### (4) 就労対策の充実

季節労働者等に対して、研修機会の提供による技術の習得を推進し、雇用の促進を図ります。